

## 【EU】消費者団体訴訟指令の公布

海外立法情報課 濱野 恵

\* 2020年12月、消費者の利益を代表する適格団体が、消費者に代わり、EU法の侵害行為の差止めに加え、救済措置を求めて提訴できる旨等を定めた消費者団体訴訟指令が公布された。

### 1 背景・経緯

グローバル化及びデジタル化の進展により、ディーゼルゲート事件<sup>1</sup>のように、国境を越えた規模でEU法が侵害され、同一の事案により複数国で多数の消費者が被害を受ける事例が増加している。2009年の差止指令(Directive 2009/22/EC)は、消費者の利益を代表する適格団体が、消費者に代わり侵害行為の差止めを求めて提訴できる旨を定めたが、消費者への補償等の救済策には対応しておらず、加盟国間で消費者の保護の程度に差が生じていた。また、差止指令の対象は、同指令の附則に掲げる16の規則・指令に限られており、適用範囲が狭いこと等も指摘されていた<sup>2</sup>。

こうした課題に対応するため、2018年4月11日、欧州委員会は、消費者保護に関するEU法令の確実な実施等を目的とした政策文書「消費者のためのニューディール」(COM(2018)183)を公表した。同日、その具体策として、消費者団体訴訟指令案(COM(2018)184)及び消費者保護法現代化指令案(COM(2018)185)を提案した。後者の消費者保護法現代化指令案は、2019年12月18日に消費者保護法現代化指令(Directive (EU) 2019/2161)として公布された<sup>3</sup>。前者の消費者団体訴訟指令案は、2020年12月4日、「消費者の集団的利益の保護のための団体訴訟に関して規定し、指令2009/22/ECを廃止する2020年11月25日の欧州議会及びEU理事会指令(EU) 2020/1828」<sup>4</sup>(以下「消費者団体訴訟指令」。全3章26か条と附則2部)として公布された。以下では、消費者団体訴訟指令の概要を紹介する。

### 2 消費者団体訴訟指令の概要

#### (1) 目的、対象範囲、定義

消費者団体訴訟指令は、高いレベルの消費者保護の達成を通じ、団体訴訟に関する加盟国の法律、規則等を近似化させ、EU域内市場が適切に機能するよう貢献することを目的とする。同指令は、濫用的な訴訟を回避するための適切な措置を提供しつつ、消費者の集団的利益を保護する団体訴訟制度を全加盟国で利用可能とするための規定を置く(第1条)。同指令は、消費者

\* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2021年1月8日である。

<sup>1</sup> 自動車メーカーが排出ガス基準の試験で不正を行うプログラムを車両に組み込んでいたことが発覚した事件。

<sup>2</sup> Directive (EU) 2020/1828 of the European Parliament and of the Council of 25 November 2020 on representative actions for the protection of the collective interests of consumers and repealing Directive 2009/22/EC (OJ L 409, 4.12.2020, p.1) 前文(1), (5), (6) <<http://data.europa.eu/eli/dir/2020/1828/oj>>; European Commission, “Proposal for a Directive of the European Parliament and the Council on representative actions for the protection of the collective interests of consumers, and repealing Directive 2009/22/EC,” COM(2018) 184, 2018.4.11, pp.1-2, 7-9. <<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX:52018PC0184>>; Nikolina Šajn, “Representative actions to protect the collective interests of consumers: A new deal for consumers,” *Briefing*, European Parliamentary Research Service, 2020.7, pp.2-3. <[http://www.europarl.europa.eu/RegData/etudes/BRIE/2019/637978/EPRS\\_BRI\(2019\)637978\\_EN.pdf](http://www.europarl.europa.eu/RegData/etudes/BRIE/2019/637978/EPRS_BRI(2019)637978_EN.pdf)>

<sup>3</sup> 濱野恵「【EU】消費者保護に関する4指令の改正」『外国の立法』No.284-2, 2020.8, pp.20-21. <[https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\\_11520850\\_po\\_02840208.pdf?contentNo=1](https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11520850_po_02840208.pdf?contentNo=1)>

<sup>4</sup> Directive (EU) 2020/1828, *op.cit.*(2)

保護、金融、旅客運送、エネルギー、通信、個人情報等に関する 66 の規則・指令（附則 I に記載）に関し、消費者の集団的利益を害し、又は害する可能性のある事業者による侵害行為に対して提起された団体訴訟に適用される（第 2 条）。

適格団体とは、消費者の利益を代表する組織又は公的機関であって、団体訴訟を行う資格があると加盟国が認定したものをいう。また、団体訴訟とは、消費者の集団的利益の保護を目的とした訴訟で、適格団体が消費者を代表して差止措置、救済措置又はその両方を求めて提起するものをいう（第 3 条）。加盟国は、適格団体が自国の裁判所又は行政当局にこれらの措置を求める訴訟を提起できるようにしなければならない。加盟国は、適切な場合には、適格団体が差止措置、救済措置の両方を単一の団体訴訟において請求し得ることを規定できる（第 7 条）。

## (2) 適格団体の認定

消費者団体訴訟指令は、認定を受ける団体が、認定する加盟国以外の加盟国で団体訴訟を取り扱う場合（越境団体訴訟）の適格団体の認定要件を定める。すなわち、認定申請前に消費者の利益保護のための実際的な活動を 12 か月以上行っていたこと、非営利であること、事業者等の第三者から独立し影響を受けていないこと、財源・組織等に関する情報を開示すること等である。一方、認定を受ける団体が、認定を受けた加盟国内で団体訴訟を取り扱う場合（国内団体訴訟）は、認定する加盟国が同指令の目的に沿って定める要件を満たす必要がある（第 4 条）。

## (3) 差止措置

差止措置は、同指令の対象となる EU 法令への侵害行為を停止し、又は禁止する措置をいう。適格団体が差止措置を求めて提訴する際、当該適格団体による代理を希望する旨の個々の消費者の意思表示は必要とされない（第 8 条）。

## (4) 救済措置

救済措置は、事業者が、補償、修理、交換、価格の引下げ、契約解除又は払戻し等を関係消費者に提供することをいう。加盟国は、救済措置のための団体訴訟が提起された後、適切な期限内に、当該訴訟に関する消費者が、当該適格団体による代理及び訴訟結果への拘束を希望するか否かに関する意思表示の方法等を定めなければならない（第 3 条、第 9 条）。加盟国は、救済措置のための団体訴訟が第三者の資金提供を受ける場合、利益相反が防止され、消費者の集団的利益の保護から逸脱することのないようにしなければならない（第 10 条）。また、団体訴訟制度の濫用防止の観点から、救済措置のための団体訴訟の敗訴者が、勝訴者の訴訟費用を負担するようにしなければならない（第 12 条）。

## (5) 情報提供、証拠の開示、適格団体への支援等

加盟国は、適格団体が、取扱中の案件に関する情報をウェブサイト等で公開するようにしなければならない。裁判所又は行政当局は、団体訴訟の結果講じられる差止措置又は救済措置が、事業者の負担により、関係消費者に通知されるようにしなければならない（第 13 条）。加盟国は、適格団体が合理的に利用可能で十分な証拠を提供した上で、追加の証拠が事業者又は第三者の管理下にあることを示した場合、適格団体の要請に応じて、裁判所又は行政当局が当該事業者又は第三者に当該証拠を開示するよう命じることができるようにしなければならない（第 18 条）。加盟国は、団体訴訟の手続費用が提訴の妨げとならないよう、必要な措置（裁判所又は行政当局への手数料の上限設定等）を講じなければならない（第 20 条）。

加盟国は、2022 年 12 月 25 日までに消費者団体訴訟指令の内容を国内規定に取り入れ、2023 年 6 月 25 日から適用しなければならない（第 24 条）。